

首都圏中央連絡自動車道 つくばスマートIC工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	【特記仕様書 コンクリート表面処理工】	共通仕様書17-9-4コンクリート表面処理工には、「ウォータージェットシステムを用いた処理」「ディスクサンダーによる処理」となっており、特記仕様書P27には、「表面処理工により発生した残渣の処理の費用については、……」との記載がありますが、ウォータージェットシステムによる表面処理工と解釈してよろしいでしょうかご教示願います。	そのとおりお考えください。
2	【特記仕様書 地盤改良工】	特記仕様書P28(6)支払で「この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従つて行う土質改良材の購入、空袋の処理等」と記載がありますが、改良材Aはフレコンパック入りのセメント系固化材となるのでしょうかご教示願います。	そのとおりお考えください。
3	【特記仕様書 構造物裏込め工】	特記仕様書P20の道路掘削において、「本線部、Aランプ1+30～2+29.932及びBランプ1+30～2+46.512の区間(以下、緩速施工区間といふ)の路床部への盛土施工にあっては、緩速施工にて施工を行うものとする。」との記載がありますが、P23の構造物裏込め工の施工区間も同等と考えて、その区間を緩速施工で行うと考えればよろしいでしょうかご教示願います。	特記仕様書24-2-1(2)に示すとおり、構造物裏込め工の施工区間についても、緩速施工の範囲となるため、緩速施工で行うものとお考えください。